

うきは市ふれあい入浴補助券

～65歳以上の方の温泉施設の入浴料金を一部補助～



高齢者の外出の機会を増やし、社会参加の推進と健康づくりを図り、併せて温泉施設の活性化による地域振興を目的とした制度です。市内温泉施設（7か所）の入浴料金を、一回の利用につき300円補助します。来年3月末まで最大24回利用できます。**※お一人さま、1年度に1冊限りの交付となります。**

■申請受付開始月日 4月1日（木）～

■対象者

市内在住の65歳以上の方（介護保険サービスを受給していない方）

※4月以降に65歳を迎えられる方は誕生日以降に申請してください。

■入浴補助券の申請方法

4月1日（木）以降に、保健課介護・高齢者支援係、または浮羽市民課で申請し、入浴補助券（24枚綴）を受け取ります。

※二重交付防止等の確認作業を行うため手続きにお時間いただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

■申請時に必要なもの

◆本人申請：身分証明書（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）

◆代理申請：次の①または②のいずれかをお持ちください。

①利用者本人からの委任状（委任者の住所、氏名、印鑑及び代理者の住所、氏名が明記されたもの。書式は問いません。）

②利用者本人の身分証明書（写しでも可）

●問合せ先

保健課介護・高齢者支援係 ☎75-4960 Fax 75-4963

浮羽市民課（市民センター2階） ☎77-2112 Fax 77-5557

■利用できる温泉施設（50音順）

（筑後川温泉）清乃屋、桑之屋、つるき荘、花景色、ふくせんか

（吉井温泉）鶴は千年、ニュー筑水荘

■利用時の注意

・利用の際に券面に署名し、温泉施設に提出してください。

・他人（家族を含む）に譲渡することはできません。

※利用時間については、新型コロナウイルス感染症による影響のため営業時間が異なりますので、各温泉施設へご確認ください。

介護用品（紙おむつ等）支給事業

※今年度より要件の見直しを行っています。

在宅で介護をしている家族やひとり暮らしの高齢者を支えるために、紙おむつ等支給事業を行っています。令和2年度に利用されている方も、令和3年度分は新たに申請が必要です。受付は下記窓口にて随時行っています。なお、支給開始は、申請された月の翌月からとなります。

◆対象者

市町村民税非課税で、**要介護認定者（要介護1～5）の認定を所持**しており、在宅において家族による介護を受ける者または独居高齢者。

※要支援1・2の方、施設（グループホーム、ケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む）入所者及び短期宿泊（ショートステイ）を1ヶ月に20日以上利用されている方は対象外

◆助成額

要介護1～3	要介護認定調査時の「排尿」「排便」の項目が「介助なし」の方	1,000円／月
要介護1～3	要介護認定調査時の「排尿」または「排便」の項目が「見守り」または「介助」の方	3,000円／月
要介護4又は5	—	5,000円／月

※介護度については、4月1日時点で判断します。年度途中の見直しは行いません。

※市町村民税の課税状況については、8月1日時点で見直しを行います。

●申請受付・問合せ

保健課介護・高齢者支援係 ☎75-4960